

●ガバナー 今井 高志 ● 会長 西村 幸也 ● 幹事 西尾 和樹 ● コミュニケーション委員長 熊谷 道雄

ホームページ：http://www.hi-net.ne.jp/~hsrclub/ Email：hsrclub-2830@cd.hi-net.ne.jp

Facebook ページ：https://www.facebook.com/hachinoheminamirc/

Facebook ページに「いいね！👍」をお願いします。

RI 第 2830 地区ホームページ：http://www.rotary-aomori.org/2016/

第 2078 回 例会 記録

《会員卓話例会》

2018 年 10 月 11 日 (木)

点鐘 12：30

レポート No. 1510

四つのテスト

言行はこれに照らしてから

- 1) 真実か どうか
- 2) みんなに公平か
- 3) 好意と友情を深めるか
- 4) みんなのためになるか どうか



《会長要件》西村会長



皆さんこんにちは。今日の会長要件は、何をお話ししようかと色々と迷いましたが、私の専門である産婦人科の社会奉仕について少しお話ししたいと思います。ほかのプロフェッショナルな職業分野でもそうだと思いますが、私たち産婦人科医も様々な社会奉仕活動を行っています。その中でも最も歴史も長く、また力をいれているのが「おぎゃー献金」運動です。皆さん、聞いたことがあるでしょうか？

この運動は、昭和 39 年に、鹿児島県の一産婦人科医の善意と熱意から始まりました。開業医だった遠矢先生という産婦人科医が、近くに住む重度の心身障害のある 3 人姉妹が、なんの支援も受けられないで困窮されているのに心を痛め、何か救いの手を差し伸べられないかと考えました。そこで、健康な赤ちゃんを産んだお母様とご家族、そして出産に立ち会っている医師、助産師達に「愛の献金を」と呼びかけたのが始まりです。その運動は「おぎゃー献金」という名前で全国に広まるようになり、今年で 55 周年を迎えます。もし一人のお母さんから 1000 円の募金を頂いたとすると、現在日本では年に約 100 万件の分娩がありますので、単純計算で 1 億ほどの募金額になります。実際、そのくらいで推移しているのですが、実はその内訳の半分は、協賛して下さる飲料メーカーの自販機の売り上げの一部でまかなわれているのが現状です。

集まったお金は、各県から申請された障がい児施設への補助、助成金として分配されます。私は青森県の担当者なのですが、平成 28 年度には、ラッキーなことに「のぎく園」に助成金が交付されています。

このように、産婦人科医が行っている大きな社会奉仕活動なのですが、惜しむらくはその認知度が高いとは言えません。医療で何か事故かトラブルがあるとメディアは一斉に大きく取り上げますが、このような社会奉仕活動が取り上げられる機会はほとんどないのです。しかしそれは我々の側にも問題があって、善意の活動であるほど宣伝、広告にはそぐわな

《出席報告》原委員長



正会員数 37 名。本日の出席は免除会員 3 名を含む 24 名。出席率は 70% です。前々回の例会は、祝日の週につき休会でした。

いと思っているからです。

でも、そのように言われていられる時代は過ぎました。ロータリーの活動も無私の善意によって成り立っているのですが、それを多くの人々に知ってもらうことが今求められています。「公共イメージの向上」という表現で活動目標のひとつに取り上げられていますが、要するにロータリーのことをもっと良く知ってもらうように宣伝、広報しようということです。そのための、知恵、アイデアを出し合って、行動に移していきたいと願っています。

《地区大会表彰伝達》

《週報優秀クラブ》



大橋前年度コミュニケーション委員長

《奉仕優秀ロータリアン》石橋会員



たいそうなものをいただきましてありがとうございます。これも皆様方のご協力のおかげだと思っています。私は前にもいただいているので本当は 1 回でいいと思っていたのですが間違ってきたのかなと思っています。皆さんにこの優秀ロータリアンがいきわたるようにロータリーで頑張ってください

と思います。

地区大会の報告ですが、よかったなと思うのは猪瀬さんの講演でした。ああいうのがあるから地区大会へ行って身になるようなことを覚えてくるのが一番いいのかなと思っています。RI 会長代理に 3 年前の鈴木パストガバナーと同期のガバナーの方が会長代理としていらっしゃいました。非常にまだ年数が若いということですが、黒田先生にお聞きしたところ RI では若いパストガバナーを活用してやるようにしているということで、だんだんにそうやってきているのかなと思いました。ロータリーも是非若い方に頑張ってもらってほしいと思っています。ありがとうございます。

《配偶者誕生日・結婚記念日》



吉田立盛会員

《幹事報告》西尾幹事



・来週 18 日の例会は 20 日土曜日のよろず相談報告例会に変更になっています。20 日（土）10 時からのお手伝いができる方よろしくお願ひします。相談会は 13 時からです。受け付けは明日から始まりますのでお声がけお願ひします。

- ・25 日の例会は 28 日日曜日のパークゴルフに変更になっています。バス利用の確認をお願いします。
- ・11 月 28 日の職場訪問例会は 18 時 30 分からですがソバ打ち体験は 15 時から随時行います。
- ・例会変更のお知らせ、八戸 RC10 月 17 日（水）場所変更です。

《ニコニコボックス》大橋副委員長

西村会長：小原会員、卓話宜しくお願ひ致します。また、よろず相談の準備も宜しくお願ひします。

西尾幹事：小原会員、本日は卓話よろしくお願ひします。

石橋会員：地区大会にて賞をいただきました。クラブの皆様のご協力のおかげです。ありがとうございました。



《ロータリー財団委員会》石橋委員長



伊藤会員よりポリオプラス 100 ドルいただきました。私も賞をいただきましたのでポリオプラスに 90 ドル寄付いたしました。ポリオプラスが後 200 ドルか 300 ドルで目標を達成しますのでご協力よろしくお願ひいたします。

《会員卓話》小原会員

西村会長及び西尾幹事から卓話の依頼を受け、何を話そうか非常に悩みました。ちょうど来週、恒例

のよろず相談もごございますので、税金あれこれと題して、税金に関するトピックや相続・贈与に関する論点を簡単に説明します。

私は元来口下手であり、また、税金に関する説明は複雑ですので、簡単なレジュメを作成しました。レジュメをご覧いただきながらお話を聞きます。



なお、税金については、厳密に要件が定められているので、個々の特例等の適用を受けようとする場合には、顧問税理士に十分相談してから行ってください。

また、近年は国税庁のホームページも非常に充実しておりますので、ご興味のある方はタックス・アンサー等も御参照可能です。

最初は、消費税率の引き上げです。今まで二度の延期があったため、本当に引き上げるのかどうか疑問のところもありましたが、来年 10 月 1 日から税率が 8% から 10% に引き上げられます。国税当局は着々と準備しています。ご承知のとおり、今回初めて軽減税率が導入されます。対象は、食品及び新聞です。お酒、外食、ケータリング等は軽減税率の対象外です。消費税率が 5% から 8% に引き上げられたときと同様に、施行日をまたぐ請負工事等については、平成 31 年 3 月 31 日までに契約しないと、旧税率 8% を適用できません。特に食品を扱う業種の方々は、ソフトの変更等が必要だと思いますので、早めに対応しておくべきものと思います。

続いて、今年 7 月に成立した民法（相続法）の改正です。主な改正事項は、配偶者居住権の新設、介護の特別寄与料の新設、自筆証書遺言の方式緩和、自筆証書遺言の法務局での保管制度の導入、故人の預金の仮払い制度等です。これらの改正は、平成 32 年 7 月までの間に順次施行されることになっています。税金とは直接関係ありませんが、民法改正で成人年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げになりました。この改正は平成 34 年 4 月に施行されます。施行後は、満 18 歳や 19 歳の人も、遺産分割協議等の法律行為を単独で行うことが可能となります。

レジュメの「事業承継税制の特例」は、平成 30 年度税制改正の目玉の一つになっています。法人会等でも解説があると思いますので、時間の都合上、今回は説明を省略します。

相続税については、皆さんご存じと思われる事項を記載しています。私の経験上、相続税調査の指摘事項で一番多いのは、家族名義預金を相続財産であると認定されることです。被相続人の通帳から大きな出金があった場合、必要に応じて税務署は調べます。家族名義預金相続財産に含まれるかどうかは、当該通帳や銀行印の管理状況、お金の源泉、贈与の有無等から総合的に判断されますので、ご注意ください。「小規模宅地等についての課税価格の特例」や「配偶者の相続税額の軽減」は、相続税申告が要件となっています。

最後に、贈与税について説明します。暦年贈与の控除額は、年間 110 万円です。これに対して、相続時精算課税という制度があります。これは、老年世代から若年世代への生前贈与を促進するために作ら

れた制度です。相続時精算課税の特別控除枠は、一人当たり 2,500 万円です。但し、相続時精算課税を選択すると、以後、撤回はできず、対象贈与者からの以後の贈与については、全て相続時精算課税として贈与税の申告が必要になります。また、相続時精算課税を選択して贈与された財産は、相続発生時には相続財産に加算されます。したがって、資産家の場合には、相続時精算課税の選択が必ずしも有利とは限りませんので、事前に顧問税理士の意見を聞いたほうがいいと思います。相続時精算課税の選択は、20 歳以上の推定相続人であれば、誰でも自由にできます。例えば、父親からの贈与については相続時精算課税を選択し、母親からの贈与については暦年課税を選択するようなことも可能です。

一時話題となった「教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税制度」は、平成 31 年 3 月 31 日までとなっています。この制度を利用するためには、信託銀行や銀行等との契約が必要です。他方、相続税法第 21 条の 3 では、「扶養義務者相互間において生活費又は教育費に充てるためにした贈与により取得した財産のうち通常必要と認められるものは、贈与税の課税価格に算入しない」と定めています。この規定は、うまく使えば使い勝手がいい制度だと思います。扶

養義務者とは、税務上、配偶者、直系血族、兄弟姉妹、三親等以内の親族で生計を一にする者です。お孫さんの大学の入学金や授業料を祖父母の口座から直接大学の口座に振り込む等、きちんと証拠を残しておけば問題ないと思います。ただし、これは、必要な都度必要な金額を贈与するのが大切で、まとめてお孫さんに贈与すれば当然贈与税の対象となります。

「直系尊属から住宅資金の贈与を受けた場合の非課税」は、毎年、非課税限度が変わっています。この非課税限度は、住宅用の家屋の新築等に係る契約の締結日に応じて決まります。現在（消費税率引き上げ前）は、省エネ等住宅は 1,200 万円、その他住宅は 700 万円です。しかし、住宅用の家屋の新築等に係る対価等の額に含まれる消費税率が 10%である場合には、平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までに契約を締結すると、省エネ等住宅 3,000 万円、その他住宅 2,500 万円に大幅にアップします。消費税率引き上げによる住宅需要の減少対策のために、非課税限度が大きくなっています。住宅資金贈与をお考えの方は、消費税率引き上げ前に贈与すべきか、消費税率引き上げ後に贈与すべきか悩むところだと思います。